

平成21年6月19日

学生・教職員 各位

新型インフルエンザに対する対応について（第5）

ご承知のように新型インフルエンザが全国的に発生していますが、本日、厚生労働省の指針の改定に伴い、当面、次の対応をとります。

- （1）健康管理として、起床時体温計測と健康観察を継続して下さい。
- （2）インフルエンザ様症状が出現した場合は大学校へ登校したり出勤したりせず、学生は学生課、教職員は総務課に電話連絡するとともに、近隣の医療機関に受診し、その結果を遅滞無く報告して下さい。

学生、教職員の皆さんは、最新情報を入手し冷静かつ適切に対処して下さい。

また、日常的な感染防止策、すなわち規則正しい生活と十分な休養、人が集まる場所への行動を避けるとともに、人ごみでのマスク着用、消毒用アルコール等を用いての手指衛生、咳エチケットなどを継続して下さい。また、マスクや食料生活用品の2週間分の備蓄がまだ完了していない人は準備をして下さい。

現在、新型インフルエンザは季節性インフルエンザと同等とみなされていますが、他方、合併症のある人や高齢者、妊婦等への感染拡大防止に留意が必要とされています。

今後の流行拡大状況によっては、休講、学内立ち入り禁止などの措置もありえますので、既にお知らせしたように大学校のホームページ及び校内ポータルサイトを毎日確認して対応して下さい。

新型インフルエンザに係る情報については、併せて、厚労省、国立感染症研究所、WHO、CDCのホームページを確認しながら適切な行動をとるようにして下さい。

※厚生労働省「新型インフルエンザに関する情報」

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/index.html>

※国立感染症研究所 感染症情報センター「新型インフルエンザ」

http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/index.html

※WHO <http://www.who.int/en/>

※CDC <http://www.cdc.gov/h1n1flu/>